

令和7年度愛媛地方最低賃金審議会
第3回愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録

日時

令和7年10月22日（水）14：55～16：50

場所

松山若草合同庁舎共用会議室
(松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎7階)

出席者

公益代表委員

武井部会長、五領田部会長代理、井上委員

労働者代表委員

白石委員、田中委員、吉川委員

使用者側委員

井上委員、金田委員、河野委員

事務局

佐藤労働基準部長、三好賃金室長、高尾賃金指導官、河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 金額審議
- 3 その他
- 4 閉 会

議事

○賃金室長

皆様方には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、全委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の専門部会は有効に成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、武井部会長、これから議事進行をよろしくお願ひいたします。

○武井部会長

ただ今から、第3回愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の会議は金額審議のため、非公開とします。
それでは、議事項番2「金額審議」に入ります。

(以降具体的な金額審議)

○労働者側（3回目）

人材流出を防ぐためにも、近県との格差是正を目指す引き上げが必要である。
以上の主張を踏まえ、現行の愛媛県はん用機械器具等製造業最低賃金から 67 円引き上げた 1,116 円（引上げ率 6.39%）を提示した。

○使用者側（3回目）

結審に向けての歩み寄りを行う。今年の愛媛県の連合春闘賃上げ水準 5.09%を基にした引き上げを目指すべきである。

以上の主張を踏まえ、現行の愛媛県はん用機械器具等製造業最低賃金から 53 円引き上げた 1,102 円（引上げ率 5.05%）を提示した。

○労働者側（4回目）

他県、特に香川県との格差解消を図らなければならない。
以上の主張を踏まえ、結審に向けた歩み寄りとして、現行の愛媛県はん用機械器具等製造業最低賃金から 66 円引き上げた 1,115 円（引上げ率 6.29%）を提示した。

○使用者側（4回目）

結審に向けて歩み寄りを行うが、その際、愛媛県内の他産業との兼ね合いを考慮する。
以上の主張を踏まえ、現行の愛媛県はん用機械器具等製造業最低賃金から 63 円引き上げた 1,112 円（引上げ率 6.01%）を提示した。

○公益案の提示

部会長から労使双方に対して、結審に向けた歩み寄りを促したもの、これ以上の金額提示は行われなかつたため、労使双方からの公益案提示の了解を得た上で、公益委員の間で公益案の検討を行つた。

労使双方の意見を踏まえた上で、今年度の主要産業の賃上げ率を基本とし、物価上昇率 6 %分の賃金を確保する必要があることに加えて、他県との格差拡大をこれ以上広げないことを考慮し、これらを総合的に勘案して公益案を作成した。

現行の愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 1,049 円から、65 円引き上げた時間額 1,114 円（引上げ率 6.20%）を公益案として提示した。

○公益案の採決

公益案について採決した結果、全会一致で結審に至った。

(答申文成)

(答申文を部会長に確認)

(答申文の写しを各委員に配布)

○武井部会長

それでは、再開いたします。

ただ今より、答申いたします。

(武井部会長から答申文を労働基準部長に手交)

○労働基準部長

ありがとうございました。

○武井部会長

それでは、事務局は、答申文の朗読をお願いします。

(賃金指導官から答申文を朗読)

○武井部会長

ただ今の内容をもって、当専門部会の審議の結果を会長あてに報告することとします。

議事項番3「その他」に入ります。

事務局から今後の予定をお願いします。

○賃金室長

本日までに、愛媛県特定最低賃金の全ての専門部会で答申が行われましたので、10月24日（金）に開催を予定しておりました第5回本審は中止とすることといたします。

なお、本審の委員の皆様には、改めて第5回本審中止の御連絡をすることといたします。

事務局からは以上でございます。

○武井部会長

他になければ、以上で第3回専門部会を終了いたします。

委員の皆様、円滑な審議に御協力ありがとうございました。お疲れ様でした。